

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

（特定無線設備等）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一から一の八まで 削除

一から一の三まで 削除

一の四 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信を行う単一通信路の陸上移動局又は指令局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

一の五から一の八まで 削除

「一の九 略」

「一の九 同上」

一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第二十五号の五から第二十五号の六及び第七十二号に掲げるものを除く。）

一の十 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号の四、第二十五号の四、第二十五号の五及び第七十二号に掲げるものを除く。）

一の十一 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

一の十一 設備規則第四章においてその無線設備の条件が定められているF二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波又はF三E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号の四に掲げるものを除く。）

「一の十二〜二十の二 略」

「一の十二〜二十の二 同上」

二十の三 設備規則第四十九条の七の四においてその無線設備の条件が定め

【新設】

られている陸上移動局又は高度MCA制御局（設備規則第三条第六号の二に規定する高度MCA制御局をいう。）の試験のための通信等を行う無線

局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）に使用するた
めの無線設備

二十の四 設備規則第四十九条の七の四においてその無線設備の条件が定め
られている高度MCA制御局又は高度MCA制御局の試験のための通信等
を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）に
使用するための無線設備

〔二十一～七十二 略〕

〔2 略〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものと
する。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合
するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる
試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して
総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により
同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

〔新設〕

〔二十一～七十二 同上〕

〔2 同上〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものと
する。

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合
するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる
試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して
総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により
同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置装信送						置装一
調又数は偏周率比電空度射不射アス 度は偏周移波率比吸力中 変位波又数収取線線	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	二 項 目 試
は直低装比分は強電力 変線周置吸析はス度力 調検波装比吸析はス度力 度波発器率測ク定、電 計器振器測ト器界 又器						三 測定器等
		○	○	○	○	備設線無の九の号一第項一第条二第
						四 特定無線設備の種別 「略」
		○	○	○	○	備設線無の二の号十二第項一第条二第
	注 13○	○	○	○	○	備設線無の三の号十二第項一第条二第
		○	○	○	○	備設線無の四の号十二第項一第条二第
						「略」

置装信送						置装一
調又数は偏周率比電空度射不射アス 度は偏周移波率比吸力中 変位波又数収取線線	周波数	周波数	周波数	周波数	周波数	二 項 目 試
は直低装比分は強電力 変線周置吸析はス度力 調検波装比吸析はス度力 度波発器率測ク定、電 計器振器測ト器界 又器						三 測定器等
○		○	○	○	○	備設線無の四の号一第項一第条二第
		○	○	○	○	備設線無の九の号一第項一第条二第
						四 特定無線設備の種別 「同上」
		○	○	○	○	備設線無の二の号十二第項一第条二第
						「同上」

装信受											
るに副電発波す的	度送信速	力きなしを搬のいて送電とい信波	い外は電漏力え域又い	隣ヤ接チ	間送信時	時下信及りち送間が立	音及総雑歪	性波総数特周	電搬力送波	性シンプスフレアエ	撃変係調数衝
ト器電ル又界強分析器ベク定	プオシ周波発振器	ク信機ト又測分は定用器	ク信機ト又測分は定用器	ク信機ト又測分は定用器	プオシ周波発振器	トプオシ周波発振器	歪直率線雑音計	電力計	析器	直線検波器	プオシ周波発振器
○							○	○	○		
○	○	○	○								
○		○	○								
○			○								

装信受											
るに副電発波す的	度送信速	力きなしを搬のいて送電とい信波	い外は電漏力え域又い	隣ヤ接チ	間送信時	時下信及りち送間が立	音及総雑歪	性波総数特周	電搬力送波	性シンプスフレアエ	撃変係調数衝
ト器電ル又界強分析器ベク定	プオシ周波発振器	ク信機ト又測分は定用器	ク信機ト又測分は定用器	ク信機ト又測分は定用器	プオシ周波発振器	トプオシ周波発振器	歪直率線雑音計	電力計	析器	直線検波器	プオシ周波発振器
○			○								
○							○	○	○		
○	○	○	○								

〔注1〕23
略〕

置																								
音及び雑音	総合歪率	特性	シンディエスファエ	変動	周波数	振器の発	局部	調相特性	相互変	感度抑	圧効果	選	択度	隣接チ	ス	ア	ス	ポ	リ	減衰量	域幅	通過帯	感度	等の限
歪率雑音計	標準信号発生器		直線検波器		周波数計			歪率雑音計又はレベル計	標準信号発生器		標準信号発生器			標準信号発生器	歪率雑音計又はレベル計	標準信号発生器			標準信号発生器		標準信号発生器	歪率雑音計又はレベル計	標準信号発生器	

〔注1〕23
同上〕

置																								
音及び雑音	総合歪率	特性	シンディエスファエ	変動	周波数	振器の発	局部	調相特性	相互変	感度抑	圧効果	選	択度	隣接チ	ス	ア	ス	ポ	リ	減衰量	域幅	通過帯	感度	等の限
歪率雑音計	標準信号発生器		直線検波器		周波数計			歪率雑音計又はレベル計	標準信号発生器		標準信号発生器			標準信号発生器	歪率雑音計又はレベル計	標準信号発生器			標準信号発生器		標準信号発生器	歪率雑音計又はレベル計	標準信号発生器	

「イ 略」

ウ 申込設備が第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十八号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第

「イ 同上」

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十八号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一

一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

【一・三 略】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【図 略】

【注1～3 略】

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

【一・三 同左】

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【図 同左】

【注1～3 同左】

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類別	記号
第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備	S
[略]	
第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備	VX
第2条第1項第20号の3に掲げる無線設備	HR
第2条第1項第20号の4に掲げる無線設備	IR

[5 略]

特定無線設備の種類別	記号
第2条第1項第1号の4に掲げる無線設備	M又はN
第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備	S
[同左]	
第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備	VX

[5 同左]

附 則

この省令は、公布の日から施行する。